

はりま津波ひなんウォーキングの参加者を募集します

(大中遺跡まつりにあわせて開催)

▶問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

▶実施日 11月3日(祝) あなたの都合の良い時間から訓練開始

※大中遺跡まつり受付ブースは9:30~13:00に開設。

▶行程 当日、あなたがいる場所から大中遺跡公園、野添北公園を目指してください

11月3日(祝)の大中遺跡まつりにあわせて、平成30年度播磨町津波避難訓練「はりま津波ひなんウォーキング」を実施します。一人ひとりが津波から身を守る意識を高め、かけがえのない命を守るためのウォーキングです。ふるってご参加ください。なお、終了後は、多彩な催しがある大中遺跡まつりもお楽しみください。※帰りは、大中遺跡まつりの無料シャトルバスをご利用できます。

▶対象 どなたでもご参加いただけます。お一人様からご友人、ご家族でのご参加はもちろん、地域や事業所単位などでもご参加ください

▶実施内容

- ①あらかじめ、大中遺跡公園(または野添北公園)までのウォーキングコースを考える
- ②前日までに、当日のご都合にあわせて「津波ひなんウォーキング」開始時刻を決める
- ③開始時刻になったら、3分間地震の揺れから身を守る行動を行う
- ④その後、大中遺跡公園(または野添北公園)に向け「津波ひなんウォーキング」を開始する

⑤大中遺跡公園(または野添北公園)に到着したら、大中遺跡公園内の受付ブースに行き「はりま津波ひなんウォーキング タイムテーブル」を提出する

▶参加方法 事前に参加登録をお願いします。事前参加登録は、町内公共施設で手に入れることができる「はりま津波ひなんウォーキング参加資料」に同封されているエントリーシートをご利用ください。(播磨町公式ホームページからダウンロード可能)

▶事前参加登録締切 10月19日(金)

※当日、受付ブースでタイムテーブルを提出した先着300人に参加賞をプレゼントします。

詳しくは播磨町ホームページをご覧ください。



スマートフォン用防災アプリ「みたちょ」をご利用ください

町では、スマートフォン用防災アプリ「みたちょ」の活用を推進しています。

このアプリは、スマートフォンのカメラとGPSを活用し、任意の避難場所までのおおむねの方向と距離を画面に表示させ、避難誘導を行う仕組みです。



兵庫県警察本部生活安全企画課

「ひょうご防犯ネット」に「登録を！」

▼問合せ 兵庫県警察本部生活安全企画課

☎078 (341) 7441 (内線3036)

「ひょうご防犯ネット」は、

メール・ホームページで安全情報を届けられる兵庫県警察の防犯情報等配信システムです。

▼登録方法

「hpp@hnp.net」へ空メールを送信し、返信されたメールの案内に沿って手続きを行ってください。左のQRコードでもメール送信できます。

各地域での子どもへの声掛け事例、ちかん・わいせつ事件、ひったくりなどの発生情報などを登録者にメールでお知らせいたしますので、ぜひご登録ください。



▲ひょうご防犯ネット QRコード

メールでお知らせ！



声かけ事案発生(○月○日・兵庫)
○月○日○時○分頃、神戸市兵庫区○○の路上で、声かけ事案が発生しました。徒歩で下校中の男子児童に対して、「お菓子を買ってあげるから一緒にいこう」と声をかけたもので、児童が断ると、いずれかに立ち去りました。声をかけたのは、50歳位、165センチ位、灰色Tシャツ、黒色野球帽着用の方です。

チカン発生(○月○日・西宮)
○月○日○時○分頃、西宮市○○町○○の路上で、チカンが発生しました。自転車で下校中の女子生徒に対して、すれ違いざまに服の上から体を触ると、いずれかに逃走したものです。犯人は、30歳位、紺色ジャンパー着用の方です。

ひったくり発生(○月○日・生田)
○月○日○時○分頃、神戸市中央区○○の路上でひったくりが発生しました。犯人は、男1名で、現場から西方へバイクで逃走中です。

年金

免除された国民年金保険料の追納ができます

▼問合せ 加古川年金事務所 ☎079(427)4740

保険年金グループ ☎079(435)2581

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが困難な方のために、保険料の免除・納付猶予制度が設けられています。免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。

これらの免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金を受けるための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、免除の種類に応じて減額されます。

保険料を全額納めたときを1とすると、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。

なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で計算されます。

また、納付猶予と学生納付特例によって保険料の納付を猶予された期間は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

追納で年金額をアップ

これらの保険料の免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間については、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納に関する注意事項

①追納できるのは、追納が承認された月から起算して10年以内に限られています。

②追納できる期間の順序は、原則として先に免除された期間からとされていますが、納付猶予期間と学生納付特例期間がある場合は、この期間から先に追納することも選択できます。

③保険料の免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納の手続

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を加古川年金事務所または保険年金グループに提出します。この申込書には、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の期間を確認して記入することになっています。追納の申し込みを行い、厚生労働大臣の承認を受けたのちに、通知書と納付書が送られてきます。

必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑(朱肉を使うもの)

追納保険料(月額)

	全額免除 学生納付特例納付 猶予	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成20年度	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
21年度	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
22年度	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
23年度	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
24年度	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
25年度	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
26年度	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
27年度	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
28年度	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
29年度	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

※平成28年度・29年度は追納加算額はありせん。